

石川県公報

令和3年11月2日

第13453号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更の届出 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○保安林の指定施業要件の変更予定 (森林管理課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同)	2	公 告	
		○石川県有施設への広告掲載(デジタルサイネージ)に係る入札公告 (管財課)	4
		○第71回石川県准看護師試験公告 (医療対策課)	6
		○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	6

告 示

石川県告示第409号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局 七尾南店	七尾市国分町子40番地1	令和3年10月1日

石川県告示第410号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局 七尾南店	七尾市国分町子40番地1	令和3年10月1日

石川県告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
株式会社アインファーマ シーズ	新	アイン薬局松任店	白山市平松町74-2
	旧	松任アイン薬局	
			令和3年9月1日

石川県告示第412号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
株式会社アインファーマ マシーズ	新	アイン薬局松任店	白山市平松町74-2
	旧	松任アイン薬局	
			令和3年9月1日

石川県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
温井歯科医院	羽咋郡志賀町高浜町オ106	令和3年8月31日

石川県告示第414号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
温井歯科医院	羽咋郡志賀町高浜町オ106	令和3年8月31日

石川県告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	辞退年月日
河合薬局	鳳珠郡能登町字鶴川19字33番地	令和3年11月16日

石川県告示第416号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	辞退年月日
河合薬局	鳳珠郡能登町字鶴川19字33番地	令和3年11月16日

石川県告示第417号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	新	アイン薬局松任店	白山市平松町74-2 令和3年9月1日
		旧	松任アイン薬局	

石川県告示第418号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	新	アイン薬局松任店	白山市平松町74-2 令和3年9月1日
		旧	松任アイン薬局	

石川県告示第419号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
長田 敏明	ながた接骨院	かほく市宇野気ト23-3	令和3年10月1日

石川県告示第420号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
長田 敏明	ながた接骨院	かほく市宇野気ト23-3	令和3年10月1日

石川県告示第421号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
白山市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
白山市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

石川県有施設への広告掲載(デジタルサイネージ)に係る入札公告
次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

石川県有施設への広告掲載(デジタルサイネージ)

(2) 広告を掲載することができる施設

番号	施設名	掲載箇所
1	いしかわ総合スポーツセンター	1階 男女更衣室入口横
2	石川県運転免許センター	1階 正面玄関風除口
		1階 運転免許更新等ロビー
		1階 運転免許更新待合室
		2階 運転免許試験フロア

(3) 掲載期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

2 入札方法

番号1及び2の県有施設を、それぞれ入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札及び開札を行う日時及び場所

番号	日時	場所	開札
1	令和3年12月9日(木)午後1時30分	金沢市鞍月1丁目1番地	入札後、 即時開札
2	令和3年12月9日(木)午後1時45分	石川県行政庁舎6階603会議室	

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 契約の条項を示す場所等

(1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

詳細は、入札案内書による。

第71回石川県准看護師試験公告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、第71回石川県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験日

令和4年2月15日(火)

2 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

3 試験時間

午後1時30分から午後4時まで

4 試験場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁

5 出願に関する書類の受付期間

令和3年12月13日(月)から同月17日(金)までとする。郵送の場合は、同日まで(必着)に提出されたものに限って受け付ける。

6 出願に関する書類の請求及び提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部医療対策課管理・看護グループ

電話番号 076-225-1431(直通)

7 その他

この試験の詳細については、石川県健康福祉部医療対策課へ問い合わせること。

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字加賀爪ハ84番9、 85番4、85番6、85番7、85番9、 85番12、85番15から85番17まで、 86番2及び農道の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 66.91m	河北郡津幡町字加賀爪ハ85 番地3 株式会社Tプランニング	令和3年10月25日

